

仕様書

日本貿易振興機構
総務部人事課

- 1 案件名 労働者派遣業務(高知貿易情報センター)
- 2 就業場所 〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1-2-20 高知県庁本庁舎
高知貿易情報センター
- 3 部署業務内容 貿易投資相談、セミナー・商談会等各種事業の実施
- 4 業務内容
- ① 「高知県の貿易」アンケート調査に係る業務(アンケート票発送・回収、アンケート対象企業との電話連絡、データ入力、文章入力、表・グラフ作成、冊子発送等)
 - ② 文書・郵便物の収受・所内供覧、ファイリング
 - ③ セミナー・商談会等の実施に係る補助作業
 - ④ 事業等の実績取りまとめ作業補助
 - ⑤ 書類等の荷造発送作業
 - ⑥ 電話対応等庶務
 - ⑦ その他、所長が指示する補助業務

募集人数: 1 名

出張の有無: 無

残業: 法定内 100 時間程度見込まれる(契約期間内合計)

法定外 20 時間程度見込まれる(契約期間内合計)

※電話連絡、経過入力、データ整理等により1日1～1.5時間程度の残業が発生することがある。

- 5 派遣契約期間 2021年4月1日 ～ 2021年9月30日
- ※本契約終了後の契約更新なし。
- ※個別契約書の契約期間は当初最長3カ月予定。
当初契約期間終了後の個別契約期間については、別途協議のうえ定める。

- 6 勤務時間 9:00 ～ 17:00
- (休憩・休日) 休憩:12:00～13:00 休日:土日、祝日、その他ジェトロの定める休日
(勤務曜日) 月火水木金

7 派遣元の要件

- ① 参加資格を満たし、かつ「8 派遣職員の必須要件」を満たす人材の派遣が可能であること。そのための十分な登録者数を有すること。
- ② 派遣する労働者は労使協定対象労働者とする。
- ③ 派遣する人材は、信頼に足る人物であり、派遣元からの派遣実績があることが望ましい。
- ④ 契約期間途中で派遣労働者が交代する場合、代替者を直ちに手配できること。
- ⑤ 派遣法第30条に基づいて派遣労働者の労働条件を適切に管理すること。また、福利厚生等の管理が適切に行われていること。
- ⑥トラブルへの対応や苦情処理体制が十分に整備されていること。
- ⑦ ジェトロの指定する派遣職員のフォローアップ体制が可能なこと(派遣元と派遣職員の面談が月1回程度、面談内容についてジェトロへの報告は3カ月に1回程度等)。
- ⑧ すべての契約手続き、請求手続きに不備のないこと。なお、請求に係る手数料が発生する場合には、派遣元負担とする。

8 派遣職員の必須要件

- ① 本業務を遂行する上で健康状態に支障がないこと。
- ② 業務指示者に対し、的確に報告・連絡・相談ができ、機密情報、個人情報の取り扱いを理解し、適切な対応ができること。
- ③ 多岐にわたるルールを正確に理解し、的確かつスピーディーな事務処理能力を有すること。
- ④ 多様な関係者との連絡・調整業務を円滑に行えるコミュニケーション能力を有し、適切な電話・メール対応ができること。
- ⑤ 社会人としての常識・マナーを備えており、業務の質の向上や改善にも協調して取り組めること。
- ⑥ 過去に本人の技能やコンピテンシーに帰する理由により、契約を打ち切られた経験・派遣先からのクレームがないこと。
- ⑦ 企業・官公庁等での業務経験を原則として1年以上有すること。
- ⑧ 基本的なアプリケーション（Word、Excel、PowerPoint、Access、Webブラウザ、E-mail）の操作に習熟しており、操作方法が不明な場合は独力で調べる等して使用できること。具体的には以下のPCスキルの項目記載の操作以上のスキルを有している（研修を受けた経験があるだけでなく、業務で使いこなしている）こと。Excelは業務上多用するので特に習熟していること。

PCスキル

Word	ビジネス文書作成・編集、インデント、箇条書き設定、表・図形挿入と編集、宛名等差込印刷
Excel	データ入力・編集、関数を使った表・グラフ作成、オートフィルタ、論理関数、LOOKUP関数、ピボットテーブル
PowerPoint	簡単なスライド作成・編集
Access	既存フォーム・クエリを利用したデータ入力・修正、レポート出力
入力速度	商工会議所が実施するビジネスキーボード検定においてA判定以上又は同等程度であること。
その他	-

外国語能力

英語	特段必要としない。
使用内容	特段必要としない。
使用頻度	特段必要としない。

9 その他の要望

特になし。

10 職場の環境

- ① 管理職1名、職員1名、非常勤嘱託員2名（2021年2月現在）。
- ② 主に管理職、職員が業務に関する説明、指示を行う。

11 その他

- ① 代替人員の確保
派遣労働者による理由により業務に従事できない場合は、派遣元は責任を持って代替人員の確保を図ること。ただし、業務の状況によっては、ジェトロは代替人員の派遣を求めない場合がある。
- ② 派遣労働者の交代
派遣労働者が就業に当たり、遵守すべき業務処理方法等に従わない場合、又は業務処理の能率が著しく低く派遣目的を達し得ない場合、ジェトロは派遣元にその理由を示し、派遣労働者の交代を要請することができる。また、派遣元は、派遣元の都合により派遣労働者を交代する場合には、原則として交代する日の30日前までにジェトロに連絡すること。

以上